

平成 29 年 3 月 29 日
電力・ガス取引監視等委員会

ガス小売事業を営もうとする者の登録に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガス小売事業を営もうとする者の登録のうち、1 件の申請について審査を行い、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

本年4月1日の改正ガス事業法の施行に先立ち、経済産業省では、平成28年8月1日よりガス小売事業の登録申請の受付を開始したところ。(※)改正ガス事業法においてガス小売事業の登録に際しては、経済産業大臣は、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならぬこととされている。

(※)申請数については、平成 29 年 3 月 29 日時点で 45 件。(うち本省案件 23 件)

これを受け、本日、添付資料①の別添に記載のガス小売事業を営もうとする者の申請について、当委員会において審査を行ったところ「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 16 条第 2 項の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」(平成 28 年 7 月 29 日付け 20160719 資第 8 号)(2)に規定された「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められませんでしたので、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

①ガス小売事業を営もうとする者の登録について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 佐合

担当者:皆川、小野、吉野

電話:03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)